

平成26年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成26年9月25日(木)午後2時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

	2番 中村良男
3番 須藤喜一郎	4番 三須清一
5番 齋藤隆	6番 染谷智一郎
7番 新堀政夫	8番 渡辺陽一郎
9番 森正昭	10番 阿曾敏夫
11番 齋藤剛廣	12番 大野木奥治
13番 小池良雄	14番 早川真
15番 江原俊光	16番 高田勝禧
17番 渡邊光雄	18番 川村泉治
19番 増田勝己	

4. 欠席委員

1番 掛川正治

5. 出席事務局職員

局長	海老原美宣
次長	木村孝夫
次長補佐	落合敦
農地係長	富塚隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 役員会の調整内容について

議長 それでは開会します。

ただ今から平成 26 年第 9 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 18 名の出席をいただいております。会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

16 番 高田勝禧委員

17 番 渡邊光雄委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案について説明させていただきます。議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は 18 件でございます。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は 1 件でございます。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」でございます。申請件数は、新規就農者による使用貸借権設定 1 件及び再設定の貸借権設定 2 件の合計 3 件でございます。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲受人が同一人であることから整理番号 1 から 16 までを議題とします。

なお、整理番号 7 については〇〇委員が譲渡人となっていることから、農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与の制限があります。よって、〇〇委員には退出していただきます。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは議案書 1 ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年9月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それではご説明いたします。議案資料は1ページから53ページでございます。2ページ目の譲渡人一覧表及び3ページの配置図をご覧ください。

申請所在地はJR成田線〇〇〇〇駅の北東約1kmに位置する〇〇〇地先の地目・畑及び田、計55筆、総面積は1万2,602.91m²でございます。

次に、50ページの営農計画書をご覧ください。

所有権移転の目的は、幼稚園から大学まで一貫教育を行っている東京都豊島区にある学校法人川村学園が幼児、児童、生徒、学生たちに対し、農業体験等を通じて収穫の喜び等を知ってもらい、また農産物を給食に利用して食の安全や食育を推進し、さらに、教員や保育士を目指す学生たちに対して効果的な教育実習を展開するものです。年間を通し、稲作を初め、小松菜や大豆、ホウレンソウ、小麦、花卉栽培等を計画しています。

田畑の除草等の管理については基本的に学生・生徒の教育実習のカリキュラムの一環で行いますが、畦等の草刈りなどについては定期的に大学の緑地管理者により行い、周辺農地に迷惑が及ばないように努めるとのことでございます。

教育的な農地利用というモデル的の事業でもあることから、今後農業委員会事務局でも農地の適正な管理に注視していきたいと考えております。

なお、譲渡人は議案書のとおり整理番号1から16までの16人です。整理番号1は〇〇〇〇の農業者、2は〇〇県〇〇〇市の方で、そのほかはいずれも地元〇〇〇にお住まいの方です。

他法令については特にございませぬ。

事務局からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 続いて、高田調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 こんにちは。座らせていただきます。

議案第1号整理番号1から16について調査結果を報告いたします。この案件については譲受人の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

今後、川村学園が農業体験実習農場として利用していくのにふさわしい農地となる見込みがあるかを確認しました。現在、申請地の農地は除草されているものの、栽培に適した土地になるには今後多少時間を要する箇所もあるものと見ました。市農政課や地産地消協議会等の協力を得て事業の推進に努めるとのことです。

このため川村学園では管理体制を確立するとともに、近くの農家に対して農地の管理や

野菜・稲の栽培等の技術指導、そして大型機械での作業等をお願いする予定ということです。

以上、地域と協調していく姿勢が確認できました。

これらの内容を基に審議したところ、第2調査会では今回の申請は農作業年間従事、下限面積要件、周辺農地に影響を与えないことなどの基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願ひます。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 議案書の1ページの所有権移転の事由のところ、農業経営の効率化のためと。その下の川村学園については教育実習農場として使用するためと。資料のほうには譲受人は川村学園の学生・生徒に対する農作物の栽培など、体験的学習の教育実習農場としてと。それと譲渡人については、高齢のため農業経営を縮小したいというのが16人中12人ですか、12人か13人いたと思います。中には一人二人違う人がいるけど、こういうふうに議案書と資料の権利設定の事由に違いがあります。どういう意味合いでこのような表示をしたんですか。

議長 調査会長。

高田勝禎調査会長 権利設定、議案第1号の1番については、高齢のため農業経営を縮小したいという譲渡人の事由が書いてありますけど、これは違っていると思います。ただし問題は、何十年間か前の仮登記の物件です。そういう説明がありましたよね。それで、今見れば想像を絶するような価格で、一坪、3.3平米、こういうふうな価格になっています。いろんな事由があったとしても、現地を見ましたら耕作放棄地の草をただ刈ったような状態でしたので、それだったらこれから川村学園で適正な管理をしてもらって農地として利用してもらおうほうがいいんじゃないかなというのが全体の意見です。この譲渡人のところにいろいろ事由が書いてありますが、1号の〇〇さんの場合にはこれはちょっと違っている。

阿曾敏夫委員 〇〇さんについては農業経営拡大というかたちで普通の地先のほうも買っているわけなんです。これを縮小するといったら今後買えなくなっちゃうからね。こういうふうなこともやっぱりちゃんと聞いてやってくれないとつじつまが合わなくなっ

やうから。現実にはこれは佐藤興業の平成4年ころからのやつでしょう。

議長 阿曾委員、暫時休憩に入ります。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

そのほか何か質問ありますか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 先ほど阿曾さんが言われた1号の1番、譲渡人が高齢のため農業経営を縮小というところに関して、そこは訂正していただけるということでいいんですか。確認したいんですけど。これ訂正しておかないとあとまずいですよね。〇〇さんが今度借りるときに農業経営縮小にしちゃってあると。

●話が交錯●

渡辺陽一郎委員 議案書のほうの農業経営の効率化のためだったら話分かるんですけども。これが話が違うことになっちゃっているからまずいですよね。それを確認したいんですけど。

●遠くで発言あり●

議長 発言は挙手をしてお願いします。

事務局。

事務局 今の件でございますけれども、譲渡人もまだ、ご高齢とは書いてありますけれども私のほうではやはり効率化というふうに把握しておりますので、事由についてはこのままで結構だというふうに思っております。

●遠くで発言あり●

議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

高田勝禎調査会長 では、渡辺委員さん、ただ今の事務局の説明でご了承していただけますか。

渡辺陽一郎委員 はい。

高田勝禎調査会長 よろしいですか。

渡辺陽一郎委員 はい。

議長 そのほか何か質問ございますか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 この1番から16番までですか、これの経緯というか、どうして発生しちゃったのか。非常にこれは審査の対象のあれですけどね。この人ら地権者のためにいつとも早く解決してやりたいなと思うけど、こういうこと言ってはあれですけど、所有権の移転というのはまだ仮登記で本登記になってないです。その辺のことも売る人は知っているのかな。どうだか。あとで農業委員会に。

高田勝禎調査会長 それを私のほうでですか。

阿曾敏夫委員 うん。最終的にそれが農業委員会から許可を出したから。金取っちゃって出す話じゃなければ。その辺のところも。

議長 それでは事務局。

事務局 申請書の中で確認しておりますけど、平成、例えば3年4年5年ぐらい前の権利者が所有権移転仮登記をしておりますして、そのあと現在の学校法人川村学園のほうがある所有権移転仮登記を。

阿曾敏夫委員 売買は、税金のほうの関係はないんですね。3月15日の所得税の申告には。本来はこれ所有権の移転というのは本登記して初めて所有権移転でしょう。

事務局 それにつきましては川村学園と農地の所有者の両方の契約の関係で決まるものですので、その際それが円滑にしている分には農業委員会のほうでは関与する予定はないということですね。

阿曾敏夫委員 解決することだけだね。

事務局 はい。

阿曾敏夫委員 あとで農業委員会にしわよせが来ては困っちゃうから、その辺のところも。

議長 事務局。

事務局 それと、今回のこの所有権移転につきましては以前から仮登記が行われていたわけなんですけれども、地主さんの側がやはり川村学園さんと土地を売り買いするよと約束をしてからずっと仮登記のまま、このままでは自分たちも代替わりしたとか、あるいはそのまま代が変わっても仮登記が付いたまま農地を引き継ぐということはちょっと。もうそろそろ正常なかたちに戻したいというようなご要望が川村学園にあって、今回川村学園から、じゃあ学校の実習用地として使いたいという申し入れがあったというふうに聞いておりますので。農地の所有者からもっと正常な関係に、本来のかたちに戻したいというご要望があったというふうに聞いております。

以上です。

議長 そのほかありますか。

渡邊委員。

渡邊光雄委員 確認したいんですけど、全部川村が払っていたんですか。参考までに。

議長 事務局、その辺は。

事務局 その辺の税金ですとか、もろもろの諸経費についてはちょっと、どちらが払っ

たかというのは、申し訳ないんですけど聞いておりません。ただ、恐らくは川村のほうでもっていたんじゃないかなというふうに思います。通常こういった場合地主さんのほうはもう気分的には手放したつもりになっておりますので。大体仮登記がついた場合ですね。というのが今までの、よそで聞いた話だと大体そういうようなケースが多かったように思います。

渡邊光雄委員 それが一般常識だけど。それはそうだと思いますよ。仮登記した人は固定資産税をずっと払ってということで。やはり旧地主の所有権があるところへ請求書が来るわけだよね。だからその辺をやっていたのかどうか、参考までにちょっとお伺いしただけです。特別それがどうということじゃないんですがね。そういう対応をしているのが普通なんですよ。

議長 そのほかありますか。なければ採決に入ります。ありませんか。

(なし)

それでは意見がないものと認め、議案第1号整理番号1から16までに対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号整理番号1から16までについて許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第1号整理番号1から16までを原案どおり許可することにいたしました。

ここで退出となっていた小池委員については自席に戻っていただきます。

(事務局、対応)

議長 続きまして、整理番号17及び18についてを議題といたします。こちらも譲受人が同一人であることから一括審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは整理番号17及び18についてご説明いたします。議案書の14ページをお開きください。議案資料は54ページからとなります。

申請地はいずれもJR常磐線〇〇〇駅の北約1.5km、〇〇〇地先にございます。そして隣接している土地でございます。整理番号17は地目・畑の二筆で、面積は4,955m²、また整理番号18は同じく畑一筆で、面積は1,982m²でございます。

譲受人は、〇〇県〇〇町から我孫子市に転入してきました。〇〇町は町の大部分が現在、放射能の避難指定解除準備区域であり、営農が困難となっております。

お手元の配布資料一覧の一番上でございますけれども、そこの東日本大震災の被災者及び避難者における農地の権利取得に係る許可事務の運用、そちらにもございますけれども、国からは避難生活を送っている農業者に対して農地等のあっせんなど、農業が継続できるよう適切・迅速な事務手続きが求められています。

譲受人は〇〇町で畑約 1.6 ヘクタールを耕作していて、同町農業委員会からは耕作証明書が発行され、農業者として認められています。

なお、譲渡人は親子関係にあり、農業経営縮小のため今回畑を売却するものでございます。

事務局からは以上です。

議長 続いて、高田調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 議案第 1 号整理番号 17 及び 18 について調査結果を報告します。譲渡人・譲受人双方の立会いの下、調査を行いました。

譲受人は現在、電気工事関係の仕事をしていて、兼業で営農する予定でございます。福島での経験を活かし、ニンニクやサツマイモ、その他大根、夏野菜等の栽培を行う予定とのことです。収穫した野菜は〇〇県の避難者向けに販売したり、また、自宅の庭先にて販売したりする予定とのことです。年間従事日数は 180 日を見込んでいます。既にトラクター 2 台を所有しているほか、譲渡人からさらに 1 台購入予定です。農機具などを保管する資材置き場は既に市内に確保しているそうです。

なお、双方の譲渡人とも高齢や健康上の理由から農業を続けるのが困難とのことでした。また、売買価格はいずれも 10 アール当たり約〇〇万円です。

以上の内容を基に審議したところ、第 2 調査会では、今回の申請は農地の効率的耕作、農作業従事日数、下限面積要件、周辺農地に影響を与えないことなどの第 3 条の基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第 1 号整理番号 17 及び 18 に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号整理番号17及び18について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号17及び18は原案どおり許可することにいたしました。

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年9月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それでは議案書の15ページをお開きください。議案資料は66ページからとなります。申請地は〇〇字〇〇地先の面積が199m²の地目・畑でございます。譲渡人は〇〇都〇〇区にお住いの方です。一方、譲受人は〇市の法人で、太陽光発電施設の設計、製造、販売、保守業務等も業としてしています。

転用目的は、隣地に設置された約3,000m²の太陽光発電施設の管理を任されているこの法人が、顧客に対して実際に、要望があったときと聞いておりますけれども、設備の組み立て等、デモンストレーションを行うためとのことでございます。

なお、用地取得費〇〇万円は法人が全額自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。

他法令については特にございません。

事務局からは以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、高田調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

高田勝禧調査会長 議案第2号について調査結果を報告いたします。この案件については譲受人の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請農地は、本年3月に太陽光発電設備設置のため農転が許可され、8月に施設が完成した土地に隣接しています。さらに、今回譲受人は先月の総会で、隣地がこの太陽光発電施設の管理用地として転用許可を受けています。譲渡人は〇〇にお住いの高齢の方で、除草等の管理もなかなかできなくなったということです。

この申請土地は整地のみ行い、雨水については敷地内自然浸透で対応するとのことです。最後に、農地区分については、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地である

ことから第二種農地と判断しました。

以上の内容を基に審議したところ、第2調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的の実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書16ページをお開きください。議案資料は73ページからとなります。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成26年9月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第3号は、農用地利用集積計画に伴う利用権の新規設定1件及び再設定2件でございます。

整理番号1、新たに使用貸借権を設定する土地は〇〇字〇〇地先、地目が畑の一筆、面積が1,700m²です。

議案資料73ページの就農計画をご覧ください。計画は5月に認定されました。

貸付者と借受者とは親子関係にあります。また、借受者は新規就農者です。親の畑を借り受け、露地野菜を栽培し、将来的には数品種のトマトを主力品目に、その他、葉物類を栽培するとのことです。今回親から使用貸借する1,700m²のほかに2,000m²を借り受ける計画で、5年目の耕作面積目標を5,000m²にする計画と伺っております。既に取手市内の農業生産法人において農家等実務研修等は済んでおります。

なお、この借受者は現在、青年就農給付金支給の所要の手続きの準備をしております。承認を受けると最長5年間、年150万円の給付金が支給されることとなります。これにつきましては既に郵送して皆さんお手持ちの配布資料一覧の二つ目の「農業を始めようと

するあなたを応援します」をご参照いただければと思います。

また、今年度から制度改正により青年就農給付金は親子間を含む3親等内、いわゆる親元就農においてもこの給付金が受けられるようになりました。こちらにつきましては、先ほど富塚のほうから紹介があった本日追加配布いたしました資料「新規就農・経営継承対策の全体像」、この横長の表のこの赤い文字で囲んだところです。読みますと、農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の給付期間中に所有権を移転しない場合には全額返還。これに関して裏のほうの経営開始型、これは同じことでもございますけれども、今までの条件から削除したということが明記されていて、農地の所有権または利用権を給付対象者が有しており、ということで終わっています。この親族以外からのということが削除されて、3親等内の親元就農でも受けられるということでございます。

次に、整理番号2の土地は賃借権の設定でございます。

設定する土地は〇〇字〇〇地先の田、219m²でございます。借受者は〇〇にお住まいの農業者で、貸付者は同じく〇〇にお住まいの方です。貸付期間は6年となっております。次に、整理番号3の土地は〇〇字〇〇〇地先の田及び畑、合計9筆でございます。総面積が2,328m²のうち2,279m²について賃借権を設定するものです。借受者は〇〇〇にお住まいの農業者で、貸付者は〇〇にお住まいの方でございます。貸付期間は6年です。

事務局からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、議案第3号について高田調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

高田勝禰調査会長 それでは議案第3号についての調査結果を報告します。

整理番号1は使用賃借権の設定についてです。

貸付者の子である借受者は、新規就農者として今年度はさらに20アールの農地を賃借し、耕運機、種まき機等を購入。来年にかけては就農支援資金を利用して軽トラックの購入や井戸の設備の設置を計画しております。

また、1年目に中玉トマトやミニトマト、春菊、チンゲンサイの売上は約200万円を見越しているとのこと。そして5年後に50アールを耕作し、売上も約330万を見込んでいます。経費を差し引いた農業所得でも188万円ぐらいを見込んでおります。農業従事日数も年間230日で、繁忙期を中心に両親や援農ボランティアの協力を予定しています。

次に、整理番号2は賃借権の再設定です。借り受けする農業者の経営面積は自作、借受合わせて1.8ヘクタールです。なお、賃借料は年額〇万〇〇〇円です。

次に、整理番号3は賃借権の再設定です。議案資料の84ページをご覧ください。

借受者が借り受けをする農地は9筆、総面積 2,328m²です。そのうち、縄延びのプラス分及び貸付者が自ら耕作する地番 1368、1369、1370 の農地の一部についての面積分の差し引きなどにより、借受現況面積は実測 2,279m²ということです。

以上の内容を基に審議したところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

議長 それでは議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 整理番号1番の〇〇と〇〇の新規設定。資料として渡された中に青年給付金というかたちで150万円、最長2年間ということですが、この制度もこの方は受けたんですか。

高田勝禎調査会長 受ける対象になっているそうです。だから申請していると聞いております。

阿曾敏夫委員 新規設定の就農給付金というやつでこれ、農業技術を学ぶ研修中に給付金を受けられますというかたちで最長2年と。じゃあ計7年間という。前の準備型というやつ、これの。

議長 それでは事務局答えてください。

事務局 この新規就農、それについては平成14、5年ごろ既にもう取手市の農業生産法人において就農していることから、今は農業の青年給付金の、いわゆる就農型の給付金の手続きをしているところでございます。前の2年は受けてないというふうに。

阿曾敏夫委員 受けてなくて、この給付開始型の5年だけずれて給付ですね。

事務局 はい。

阿曾敏夫委員 はい、分かりました。

事務局 そういうふう聞いております。

議長 そのほかありますか。

(なし)

ないですか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することにいたしました。

高田調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告させていただきます。報告は第1号から第3号になります。議案書は19ページからとなります。

報告第1号は農地法第4条の規定に係る転用の届出で、1件受理いたしました。転用目的及び転用事由は宅地でございます。

続きまして、報告第2号は農地法第5条の規定に係る転用の届出で、2件受理いたしました。転用目的及び転用事由は、こちらも宅地でございます。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

事務局からは以上です。

議長 報告第3号については私から報告します。

平成26年8月25日、第2回役員会の調整内容を報告いたします。

一つ目は、平成26年度農業委員視察の日程及び視察先についてです。日程は第一候補の10月31日金曜日です。また、視察先は候補地香取市「和郷園」となっていますが、ここと調整がつかず、現在山武市の「さんぶ野菜ネットワーク」及び山武市農業委員会と調整を行っています。

二つ目は、農業委員会だより（第24号）の発行についてです。発行日は12月1日付け。紙面内容については10月上旬までにおおまかな案を作成し、役員に示した上で意見

を聞きながら修正をかけることとします。なお、社会福祉協議会で行われている「結婚相談所」を紹介したいと思います。

三つめは、農家の婚活に関する事業についてです。担当の委員を置いたほうが事業展開しやすいことから、第1、第2、第3の各調査会長を指名しました。

四つ目は、平成26年度「農業者との意見交換会」の実施についてです。当委員会としては現在行われている「人・農地プランに係る集落座談会」に積極的に参加することをもって「農業者等の意見交換会」とします。

以上、事務局からも含め、報告第1号から第3号まで報告させていただきました。何かご意見がありましたら挙手を願います。

渡邊委員。

渡邊光雄委員 意見交換会実施ということなんですが、これは何か青山とどこかでやったような気がするんですが、その内容はどうだったか、参考までにお聞かせ願いたいと思います。

議長 事務局。

事務局 そうですね。青山地区と下ヶ戸地区で実施されました。私は下ヶ戸地区のほうに小池委員とともに出ました。ちょっと下ヶ戸地区では参加者は少なかったんですけど、農政課が用意した下ヶ戸地区の人が主に耕作している農地の図面等を参考にしながら、下ヶ戸地区の農業、最近の状況とか今後の状況などについて意見交換をしたと。ただ下ヶ戸の地区、平日の夜だったこともあって参加者がちょっと少なかったのと、集まった方の話によれば下ヶ戸は兼業の方が多いで、ちょっと担い手となって中心にやっていく方があまりいないというようなお話は承りました。

農政課の話によりますと、今後も都部新田地区とか地元のほうと話が整い次第、開催していくという話は聞いております。

以上です。

渡邊光雄委員 今の下ヶ戸にはちょっと出たんですよね。青山はどうだったんですか。

事務局 青山のほうも農政課が用意した図面を基に青山の地区の人はこの辺に集中的に土地を持っているというような話があったというふうに聞いております。いろいろ意見交換は活発に行われたという話は聞いているんですけども、ただテーマとしてだれが担い手になるかとか、そこまで突っ込んだ話が行われたというところまでは申し訳ないんですけ

ど聞いておりません。

以上です。

議長 そのほかございますか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 資料の中に 60kg 当たり米価生産者卸価格が J A の東葛ふたばで 26 年度は 9,000 円と書いたものをもらっています。これについて昨今そっちこっちでいろいろと騒がれていますが、米の価格が急激に下がってしまったのでは生産者は生産を維持できなくなります。そこで登場するのが稲作所得基盤確保対策と担い手経営対策ですというような、いろいろな本からコピーしてきたんですが、この制度というのは今でも現行施行されているんですか。国が半分、県が半分お金を出して稲作所得確保対策、あるいは担い手経営安定対策というようなことで。そういう制度が本には出ていたんだけど、何か救済じゃないけど、9,000 円というかたちで暴落したというようなことで農家が悩んでいるので、その辺の。

議長 事務局、何か阿曾委員の質問に対して。

事務局 詳細のことについては聞いておりません。ただ私がちょっと聞いたのは、よその地区なんかでは経営の安定化対策のために急激な価格に対する補てんだか保障の制度があるんですけども、でもそれはいわゆる生産調整などをやっているところが対象なんです。比較的我孫子には生産調整にかかわらず、枠に関係なく作っておられる農家が多いので、その制度の対象にはほとんどならないと。これは農政課と話をしているときに聞いておりますけど、詳しいことはまた農政課のほうに確認してお知らせするようにいたします。

阿曾敏夫委員 確かに減反参加生産者というかたちに限定されていますという解説がありますけどね。今年の暴落というか、9,000 円で、利根町辺りの農業委員なんか聞くと 3,000 円とか何とか保険とかがあって、おれは 3,000 円の保険で補てんしてもらったからなんていう話も聞いていますけど、何かそういうのに対する救済措置というか。じゃないと稲作所得の基盤確保対策というかたち。我孫子の農業も 9,000 円だとか現実には 8,000 円だとかというようなことで、その辺のところもひとつ。何かいい知恵があったら。国としてはね、今、落合さんが言ったように稲作の所得基盤確保対策というようなかたちで、生産調整ができて自治体なんかは国が半分。それで実際のところ政府としては 1 万 2,000 円が米の見込み相場としていろいろなやつは押さえているんだという話はいろいろ

な本から出てきますけどね。実際今年らからいって 9,000 円ではね、これで。実際の屋根が 8,000 円だとか、いや、七千くらいだとかなんていう話で。その辺のところもよく調べて、何か救済措置があったら。

事務局 それはまあ確かに減反農地や生産調整の農地への補てん制度なんでね。我孫子は枠外でそれはちょっと対象にならないかな。今年はね、経営基盤確保に対する救済措置、今のところは市単独でとりあえず何かできるかというところちょっと難しいところだと思うんですよね。ただいろいろ聞いていますし、ほかの制度とか何かいろいろ調べてみたいと思いますので。

阿曾敏夫委員 確かに稲作農家が減反したからっていても 9,000 円、8,000 円から 7,000 円では。

議長 そのほかございますか。

(なし)

なければ報告事項に対する質疑を打ち切りたいと思います。

役員会の諸報告については本日の報告をもって進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成 26 年第 9 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人